

平成20年度県税及び地方譲与税予算明細書

(単位 千円 印は減を示す)

税 目	現年課税分	滞納繰越分	計	課 税 標 準 等	税 率
県 税	263,827,000 28,000	2,173,000	266,000,000 28,000		
県 民 税	91,615,000 2,000	900,000	92,515,000 2,000		
個 人	75,691,000	882,000	76,573,000	現年課税分 均等割 納税義務者数 996,000人 所得割 課税所得金額 1,929,878,000千円 配当割 課税標準額 52,233,000千円 株式等譲渡所得割 課税標準額 43,633,000千円	1,000円 4/100 5/100 { H16.1.1-H20.12.31 の間は 3/100。H21.1.1 -H22.12.31の間は、100 万円以下の配当については3/100 } 5/100 { H16.1.1-H20.12.31 の間は 3/100。H21.1.1 -H22.12.31の間は、500 万円以下の譲渡益については3/100 }
法 人	(1,492,000) 13,642,000 2,000	18,000	(1,492,000) 13,660,000 2,000	現年課税分 均等割 法人数 46,000法人 法人税割 課税標準額 228,573,000千円 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 税制改正 法人税の改正(研究開発税 制等の見直し)の影響 </div>	{ 資本等の金額が50億円超 800,000円 資本等の金額が10億円超50億円 以下 540,000円 資本等の金額が1億円超10億円 以下 130,000円 資本等の金額が1千万円超1億円 以下 50,000円 上記以外の法人等 20,000円 } { 標準税率 5/100 資本金等が1億円超・法人税額 年1,000万円超の法人 5.8/100 }
利 子 割	2,282,000	-	2,282,000	現年課税分 課税標準額 45,640,000千円	5/100
事 業 税	74,999,000 1,000	163,000	75,162,000 1,000		

税 目	現年課税分	滞納繰越分	計	課 税 標 準 等	税 率
個人	3,090,000	111,000	3,201,000	現年課税分 納税義務者数 23,700人 課税所得金額 64,494,000千円	第一種事業 5/100 第二種事業 4/100 第三種事業 医業等 5/100 あんま等の業 3/100
法人	71,909,000 1,000	52,000	71,961,000 1,000	現年課税分 課税標準額 所得金額 738,628,000千円 付加価値額 1,142,083,000千円 資本金等の額 1,127,500,000千円 収入金額 490,462,000千円 税制改正 標準税率の見直し、法人税 の改正（研究開発税制等の 見直し）の影響	所得課税法人 普通法人等 400万円以下 5.0/100 (2.7/100) 400万円超800万円以下 7.3/100 (4.0/100) 800万円超 9.6/100 (5.3/100) 特別法人 400万円以下 5.0/100 (2.7/100) 400万円超 6.6/100 (3.6/100) 上記以外の資本金又は出資金1億円超 の普通法人 所得割 400万円以下 3.8/100 (1.5/100) 400万円超800万円以下 5.5/100 (2.2/100) 800万円超 7.2/100 (2.9/100) 付加価値割 0.48/100 資本割 0.2/100 収入金課税法人 1.3/100 (0.7/100) 括弧書きの税率は、H20.10.1 以後に開始する事業年度から適用
地方消費税	22,631,000	-	22,631,000		
譲渡割	22,513,000	-	22,513,000	課税標準額 90,052,000千円	25/100
貨物割	118,000	-	118,000	課税標準額 472,000千円	
不動産取得税	6,110,000	97,000	6,207,000	現年課税分 課税標準額 182,498,000千円	住宅用土地、家屋 3/100 住宅以外の土地 3/100 # 家屋 4/100

税 目	現年課税分	滞納繰越分	計	課 税 標 準 等	税 率
県たばこ税	3,807,000	-	3,807,000	売渡し本数 旧3級品以外 3,528,000千本 旧3級品 37,000千本	旧3級品以外の製造たばこ 1,074円/1,000本 旧3級品の製造たばこ 511円/1,000本
ゴルフ場利用税	2,088,000	5,000	2,093,000	ゴルフ場 91施設	1人1日 350円-1,100円
自動車税	35,128,000 7,000	472,000	35,600,000 7,000	現年課税分 課税台数 定期 1,026,800台 随時 7,100台 税制改正 身体障害者減免制度の改正	乗用車7,500円-111,000円 トラック6,500円-40,500円 最大積載量8トンを超える1トンま でごとに3,800円-6,300 円を加算 バス 12,000円-83,000円 三輪車 3,900円-6,000円 特種用途車 キャンピング車を除く自動車 4,500円-41,000円 キャンピング車 23,600円-88,800円
鉱 区 税	20,000	900	20,900	現年課税分 鉱区面積 60,000百アール 鉱区延長 40km	試験鉱区 100アール当たり200円 採掘鉱区 100アール当たり400円 砂鉱区 河床1km当たり 600円 河床でないもの100アール当たり 200円 天然ガス 試験鉱区 100アール当たり (200円×2/3)円 採掘鉱区 100アール当たり (400円×2/3)円
自動車取得税	8,671,000 36,000	-	8,671,000 36,000	現年課税分 課税台数 123,400台 税制改正 低燃費車に係る課税標準の 特例措置の見直し、身体障 害者減免制度の改正	軽自動車 3/100 その他の自動車 営業用 3/100 自家用 5/100
軽油引取税	18,686,000	535,000	19,221,000	現年課税分 課税標準量 598,900kl	1kl当たり 32,100円
狩 獵 税	50,000 2,000	-	50,000 2,000	現年課税分 登録者数 4,000人 税制改正 対象鳥獣捕獲員に係る税率 の特例措置の創設	第一種銃猟 均等割のみの者 11,000円 上記以外の者 16,500円 網猟、わな猟 均等割のみの者 5,500円 上記以外の者 8,200円 第二種銃猟 5,500円

税 目	現年課税分	滞納繰越分	計	課 税 標 準 等	税 率
乗鞍環境保全税	22,000	-	22,000	現年課税分 課税対象台数 11,800台	乗車定員30人以上のバス 一般乗合用バス以外 3,000円 一般乗合用バス 2,000円 乗車定員11人以上29人以下のバス 1,500円 乗車定員10人以下(普通乗用車等) 300円
旧法による税	-	100	100		
特別地方消費税	-	100	100		
地方譲与税	4,368,000	-	4,368,000		
地方道路譲与税	4,083,000	-	4,083,000	現年課税分 国の予算額 299,800,000千円	譲与基準 一般国道及び県道の延長及び面積
石油ガス譲与税	285,000	-	285,000	現年課税分 国の予算額 14,000,000千円	譲与基準 一般国道及び県道の延長及び面積

(注) 1 「法人県民税」欄()の数値は、超過課税分の内書きである。

2 表中 内は、地方税法等の改正見込みに伴う増減()収見込額の内書き、改正事項及び改正税率である。